

献血構造改革の重点事項について

1 献血構造改革の方向性

- (1) 血液の消費に占める高齢者の割合が今後増大することから、供給において若年者層が安定的に需要を持続的に支えていく持続可能な血液の需給体制を構築していくこと。
- (2) 需給の安定及び安全性の向上の観点から、複数回の献血者を確保していく需給体制を構築していくこと。

2 構造改革の目標

献血について、単に広く呼びかけるだけではなく、目標を定めて組織的な献血促進体制に切り替えていく（5年程度の達成目標）。

- (1) 若年層の献血者数の増加
 - ・10代、20代を献血者全体の40%まで上昇させる。(現状35%)
- (2) 安定的な集団献血の確保
 - ・集団献血等に協力する企業数を倍増する。(現状23,890社)
- (3) 複数回献血者の増加
 - ・複数回献血者を献血者全体の35%まで上昇させる。(現状27%)

3 若年層の献血者対策

従来からのライオンズクラブ等の献血ボランティアのご協力に加え、組織的に若年者の献血体験の促進及び献血インセンティブの向上を目指す。

- (1) 全国の若年者献血ボランティア組織、青少年のボランティア組織等との組織的な連携を構築し、献血の推進及び将来の献血者に対する普及啓発を積極的に行う。
- (2) 若年者に受け入れられる献血キャラクターの開発及び媒体を活用した普及を図る。
- (3) 若年者の献血体験の推進

4 企業献血及び企業との連携

企業献血の推進を図る。

- (1) 献血協賛企業の検討
- (2) 企業の集団献血の推進

5 複数回献血対策

複数回献血者の組織化及びサービス向上を図る。

- (1) 登録献血者の血液不足時の組織的呼びかけ体制の構築
- (2) 複数回献血者用手帳の作成等
- (3) 複数回献血者向け健康管理に係る付加価値情報の提供
- (4) 献血後健康被害に対する補償の周知・広報

6 キャンペーン等

血液の不足する秋口、年末から新年、新旧年度の変わり目等に定期的な献血推進キャンペーンを実施。

献血推進本部における呼びかけの状況について（10月時点）

1 献血の呼びかけの方策に関する主なスケジュール

（1）厚生労働大臣による閣議での呼びかけ（4月8日）

（2）厚生労働大臣による街頭での献血の呼びかけ（4月9日）

（3）都道府県等献血推進担当課長会議（4月11日）

（4）全国血液センター所長会議（4月14日）

（5）厚生労働大臣及び著名人等による街頭での献血の呼びかけ

（10月22日）

2 若年者・集団献血

（1）厚生労働省内の献血推進（4月18日、19日）

（2）厚生労働大臣からの全国学生献血推進実行委員会への呼びかけ

（6月5日）

（3）日本経団連理事会での企業献血の協力要請（4月19日）

（4）その他

①学校等への献血推進について文部科学省への協力要請（7月8日）

②中央官庁（内閣府、総務省、文部科学省等）における献血推進協力依頼（4月20日）

3 適正使用の推進

（1）学会・医師会等への適正使用の協力要請（適正使用に係る各種指針等の周知徹底、学会等における普及活動）（4月13日、21日）

（2）地域における適正使用の推進策に係る通知（都道府県あて）

（6月6日）

（3）血液製剤の使用指針等の改定（9月6日）

4 供給状況の把握

在庫の危険水準設定と危険情報の提供方法、不足地域に対する融通等の対応方針について、厚生労働省、日本赤十字社の危機管理対応を作成・運用

献血推進本部設置要綱

1. 目的

血液製剤による変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）の伝播防止のための献血制限において、国民の医療に必要な血液製剤の供給に支障を来さないよう、関係部局の協力の下、献血の確保、血液製剤の適正使用等の対策の一層の推進を図る。

2. 構成

本部長 厚生労働大臣

副本部長 本部長が指名する副大臣
本部長が指名する政務官

本部長 事務次官
厚生労働審議官
官房長
総括審議官
技術総括審議官
医政局長
健康局長
医薬食品局長
労働基準局長
職業能力開発局長
その他本部長が指名する者

3. 庶務

本部の庶務は、医薬食品局血液対策課において処理する。

4. 補足

本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

5. 設置日

平成17年4月1日（金）

厚生労働大臣緊急アピール

今般、我が国で初めて変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）の患者が発生し、過去に英国等への滞在歴があったことから、輸血等に使用する血液製剤の安全性に万全を期すため、当面暫定的に、過去に英国に滞在したことがある方の献血をご遠慮いただくこととしました。

年々献血者が減少している中で、今回英国滞在者への献血制限を行うことにより、献血者が更に減少し、このままでは血液が足りず、国民の命を救うことができないという危機的な状況となることが予想されています。

しかし、「血液」は、わたしたちにとってなくてはならないものであり、事故や手術などで血液を必要とする方への供給が滞ることは、絶対にあってはなりません。

「一人でも多くの方々が献血に参加するようお願いします。」

献血、これは、思い立ったらすぐにできる素晴らしいことです。みんなで声を掛け合いましょう。一人ひとりのやさしい気持ちが集まって、血液を必要としている人の笑顔に出会えるように。

私は、国民の方々の命を守るため、先頭に立って、献血の推進と血液の適正使用に全力で取り組みます。多くの皆様のご協力、ご支援を心からお願いいたします。

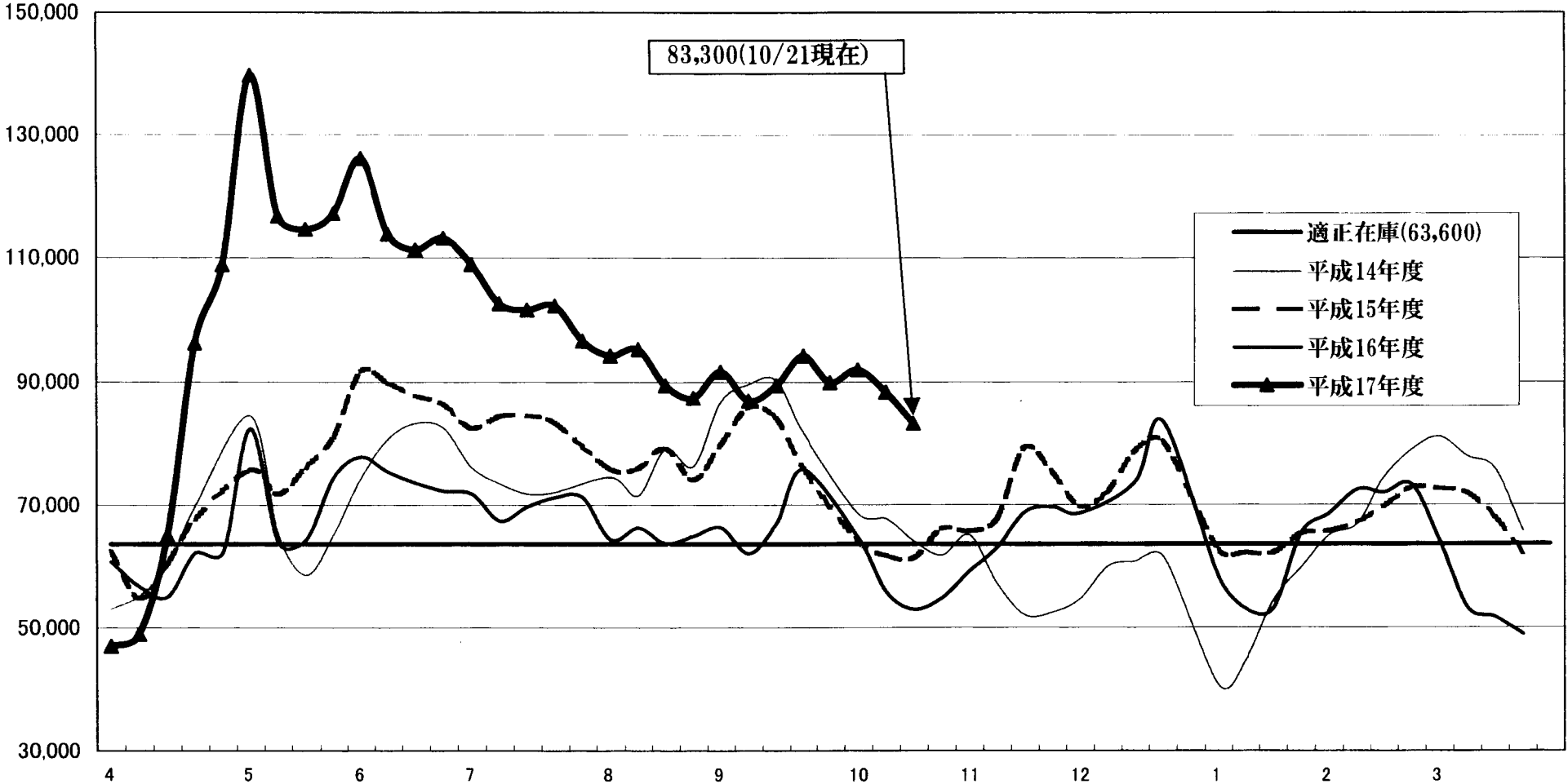
平成17年4月8日

厚生労働大臣

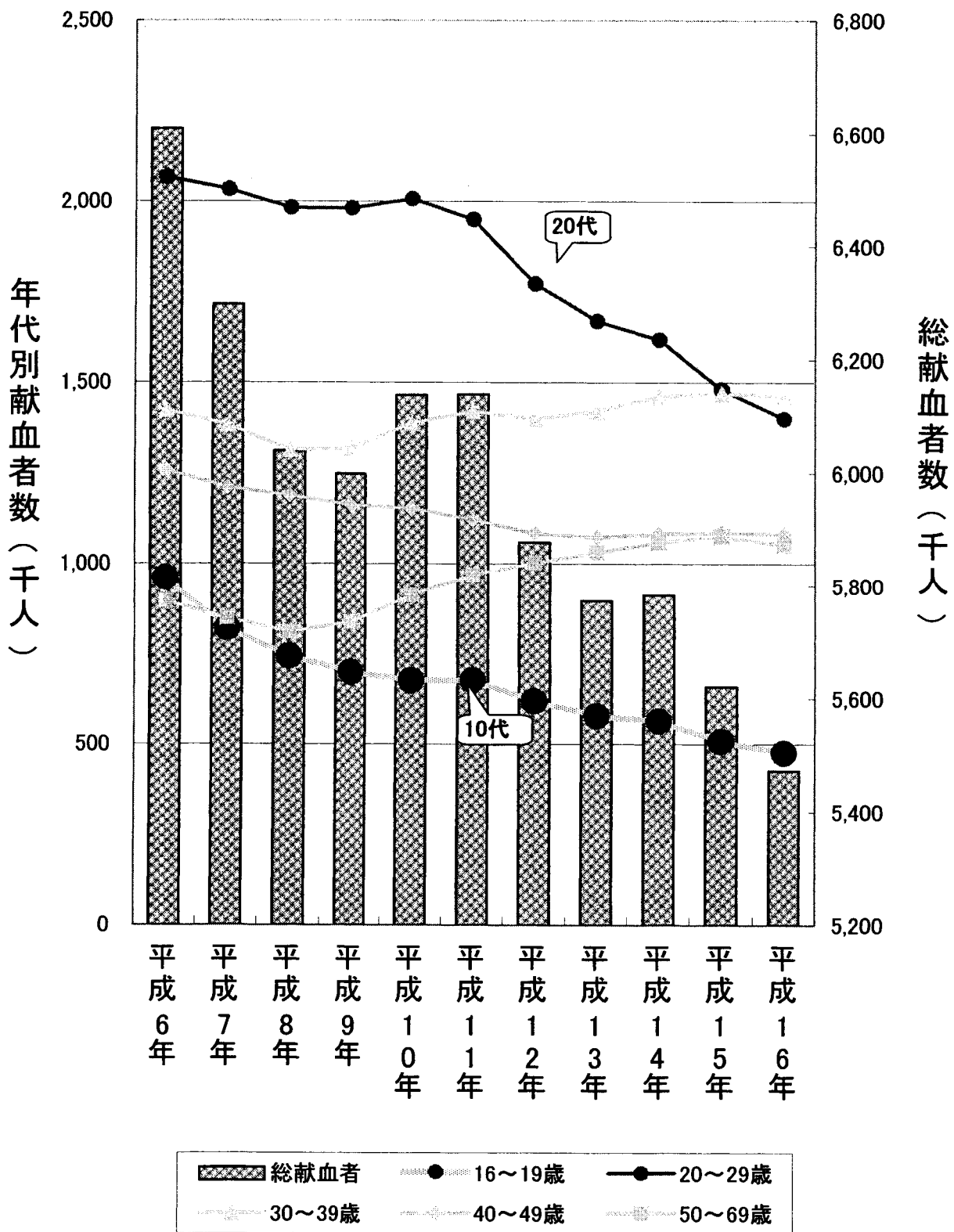
尾辻 秀久

年度別赤血球在庫の推移（全国集計）

(u)



献血者の推移



平成17年度の献血の推進に 関する計画

平成17年3月3日
厚生労働省告示第50号

目次

前文	1
第1節 平成17年度に献血により確保すべき血液の目標量	1
第2節 前節の目標量を確保するために必要な措置に関する事項	1
(1) 献血に関する普及啓発活動の実施	1
① 「愛の血液助け合い運動」等の実施	
② 献血運動推進全国大会の開催等	
③ 献血推進運動中央連絡協議会の開催	
④ 献血推進協議会の活用	
⑤ 若年層の献血への理解を深めるための普及啓発	
(2) 献血の推進に際し、配慮すべき事項	3
① 献血者が安心して献血できる環境の整備	
② 血液検査による健康管理サービスの充実	
③ 献血者の利便性の向上	
④ まれな血液型の血液の確保	
⑤ 複数回献血の推進	
⑥ 採血基準の在り方の検討	
⑦ 血液製剤の安全性の向上に関する献血の在り方の検討	
(3) その他関係者による取組	4
第3節 その他献血の推進に関する重要事項	4
(1) 献血推進施策の進ちょく状況等に関する確認・評価	
(2) 災害時等における献血の確保等	

平成17年度の献血の推進に関する計画

前文

- ・ 本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第1項の規定に基づき定める平成17年度の献血の推進に関する計画である。

第1節 平成17年度に献血により確保すべき血液の目標量

- ・ 平成17年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、全血製剤0.2万リットル、赤血球製剤47万リットル、血小板製剤15万リットル、血漿製剤26万リットルであり、それぞれ0.2万リットル、48万リットル、16万リットル、29万リットルが製造される見込みである。
- ・ さらに、確保されるべき原料血漿の量の目標を勘案すると、平成17年度には、全血採血により134万リットル及び成分採血により64万リットル（血小板採血32万リットル及び血漿採血32万リットル）の計198万リットルの血液を献血により確保する必要がある。

第2節 前節の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

(1) 献血に関する普及啓発活動の実施

- ・ 国は、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、採血事業者等の関係者の協力を得て、献血により得られた血液を原料とした血液製剤の国内自給を推進し、広く国民各層に献血に関する理解と協力を求めるため、国民に対し、教育及び啓発を行うものとする。
- ・ 都道府県及び市町村は、国、採血事業者等の関係者の協力を得て、より多くの住民に献血に参加していただくため、地域の実情に応じた啓発を行うことにより、献血への関心を高めることが必要である。
- ・ 採血事業者は、国、都道府県、市町村等の関係者の協力を得て、献血者が継続して献血に協力できる環境の整備を行うことが重要である。そのため、献血者に必要な情報を提供すること等により、献血への一層の理解と協力を呼びかけることが求められる。
- ・ 国、都道府県、市町村及び採血事業者は、国民に対し、献血の必要性や血液

の利用実態等について正確な情報を伝える必要がある。また、各種の普及啓発を実施するとともに、献血者等の意見を踏まえ、その手法等の改善に努めることが必要である。さらに、血液製剤の安全性を確保するため、「輸血医療の安全性確保のための総合対策」に基づき感染症の検査を目的とした献血を行わないよう周知徹底する必要がある。

- ・ これらを踏まえ、以下に掲げる献血推進のための施策を実施する必要がある。

① 「愛の血液助け合い運動」等の実施

- ・ 国は、都道府県及び採血事業者の協力を得て、7月に「愛の血液助け合い運動」を、1月から2月までに「はたちの献血キャンペーン」を実施し、特に必要性が高い400ミリリットル全血採血及び成分採血の推進及び普及のため、ポスター等の必要な資料を作成し、関係者に提供するものとする。また、都道府県及び採血事業者においても、必要な資料を作成し、関係者に提供することが必要である。
- ・ 国は、様々な媒体を活用して献血への理解と協力を呼びかけるとともに、献血場所を確保するため、関係者に必要な協力を求めるものとする。
- ・ 国は、都道府県献血推進計画の策定に技術的支援を行うとともに、その達成に向けて計画の進ちょく状況等を把握し必要な助言を行うものとする。
- ・ 都道府県及び市町村は、様々な媒体を活用し、採血事業者の協力を得て、献血の推進に関する資料を関係者や住民に提供すること等により、住民に献血への理解と協力を呼びかけることが必要である。例えば、献血の必要性に関する教育及び啓発資料の作成、広報等を活用した献血場所の周知、献血未経験者が参加しやすいイベントの開催等が挙げられる。

② 献血運動推進全国大会の開催等

- ・ 国は、都道府県及び採血事業者の協力を得て、献血により得られた血液を原料とした血液製剤の国内自給を推進し、広く国民各層に献血に関する理解と協力を求めるため、7月に献血運動推進全国大会を主催するものとする。
- ・ 国及び都道府県は、献血運動の推進に関し積極的に協力し、模範となる実績を示した団体又は個人に対し表彰を行うものとする。

③ 献血推進運動中央連絡協議会の開催

- ・ 国は、都道府県、市町村、採血事業者、民間の献血推進組織等の代表者の参加を得て、効果的な献血推進のための方策や献血を推進する上での課題等について協議を行うため、10月に献血推進運動中央連絡協議会を開催するものとする。

④ 献血推進協議会の活用

- ・ 都道府県は、献血に対する住民の理解と協力を求め、血液事業の適正な運営を確保するため、献血推進協議会を設置することが重要であり、定期的開催することが求められる。市町村も、同様の協議会を設置することが望ましい。
- ・ 献血推進協議会には、採血事業者、医療関係者、商工会議所、教育機関、報道機関等から幅広く参加者を募ることとする。

- ・ 都道府県及び市町村は、このような献血推進協議会を活用することにより、採血事業者及び血液事業に関わる民間組織等と連携して、都道府県献血推進計画の策定を始めとして、献血に関する教育及び啓発を検討し、民間の献血推進組織の育成等を行うことが必要である。

⑤ 若年層の献血への理解を深めるための普及啓発

- ・ 国は、高校生を対象として、献血について解説したテキスト等を作成するものとする。これらを活用し、国は、都道府県及び市町村と協力して、高校生に献血への理解を深めるための普及啓発を行うものとする。
また、中学生を対象として、血液全般についての資材を配布することで、血液及び献血についての正しい知識の普及啓発を行うものとする。なお、普及啓発において国は都道府県及び市町村と協力して行うものとする。
- ・ 国は、献血血液の安定供給や安全性確保に係る諸問題に対処するため、若年層の献血に対する意識調査を行い、今後の献血者の担い手となる若い献血者を確保するための献血推進方策や、検査目的献血の防止のための啓発の在り方を検討し、対策を講ずることとする。
- ・ 都道府県及び市町村は、地域の実情に応じて、若年層の献血への関心を高めるため、学校等において、ボランティア活動である献血について情報提供を行うことが求められる。

(2) 献血の推進に際し、配慮すべき事項

① 献血者が安心して献血できる環境の整備

- ・ 採血事業者は、献血者が安心して献血できる環境の整備を行うことが必要である。具体的には、献血者の個人情報保護するとともに、採血の業務の管理を適正に行うことにより、採血時の安全性を確保し、採血時の事故に備える等の措置を講ずることが重要である。
- ・ 採血事業者は、献血の受入れに当たっては献血者を懇切丁寧に処遇し、不快の念を与えぬよう特に留意する必要がある。また、献血者の要望を把握し、これを踏まえて、献血受入体制の改善に努めることが必要である。
- ・ 国は、採血事業者によるこれらの取組を支援するものとする。都道府県も、同様の支援を行うことが求められる。
- ・ また、国は献血に伴う健康被害の予防対策の充実や献血後の健康被害の救済等についての検討を行い、安全で安心な献血の体制を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

② 血液検査による健康管理サービスの充実

- ・ 採血事業者は、献血制度の健全な発展を図るため、採血に際し、生化学検査等献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者が希望する場合は、その結果を通知することが必要である。
- ・ 国は、採血事業者によるこれらの取組を支援するものとする。また、献血者の健康管理に資する検査の充実は、自発的な無償供血に矛盾せず、献血の推進に有効であることから、健康管理サービスの検査項目を生活習慣病対策

に必要な項目と関連付けることを検討するものとする。

③ 献血者の利便性の向上

- ・ 採血事業者は、立地条件等を十分考慮して採血所を設置するとともに、効率的に採血を行うため、移動採血車による採血等、献血者の利便性に配慮した献血受入体制の整備及び充実を図ることが必要である。
- ・ 都道府県及び市町村は、採血事業者と十分協議して、移動採血車による採血等の日程を設定し、そのための公共施設の提供等、採血事業者の献血の受入れに協力することが重要である。
- ・ 国、都道府県及び市町村は、採血事業者による献血の受入れが円滑に行われるよう、献血場所の確保等に関し、必要な措置を講ずることが重要である。

④ まれな血液型の血液の確保

- ・ 採血事業者は、まれな血液型を持つ患者に対する血液製剤の供給を確保するため、まれな血液型を持つ者に対し、その意向を踏まえ、登録を依頼することが重要である。
- ・ 国は、まれな血液型の血液の供給状況について調査をすることが必要である。

⑤ 複数回献血の推進

- ・ 採血事業者は国と連携して、各血液センターに、複数回献血者を構成員とするクラブを設立して各種サービスの提供を行い、複数回献血を推進し、献血血液の安定供給や安全性確保に資することとする。
都道府県及び市町村は、当該制度の推進に協力することが必要である。

⑥ 採血基準の在り方の検討

- ・ 国は、献血者の健康保護を第一に考慮しつつ、献血の推進及び血液の有効利用の観点から、採血基準の見直しを行うものとする。

⑦ 血液製剤の安全性の向上に関する献血の在り方の検討

- ・ 国は、「輸血医療の安全性確保のための総合対策」に基づき、採血事業者と連携して、献血者に対する健康管理サービスの充実等による健康な献血者の確保、献血者の本人確認の徹底等の検査目的献血の防止のための措置を講ずること等、善意の献血者の協力を得て、血液製剤の安全性を向上するための対策を推進するものとする。

(3) その他関係者による取組

- ・ 官公庁及び企業等は、その構成員に対し、ボランティア活動である献血に対し積極的に協力を呼びかけるとともに、献血のための休暇取得を容易にするよう配慮するなど、進んで献血しやすい環境作りを推進することが望ましい。

第3節 その他献血の推進に関する重要事項

(1) 献血推進施策の進ちよく状況等に関する確認・評価

- ・ 国、都道府県及び市町村は、血液事業の担当者が協議する会議を開催し、献血推進のための施策の進捗状況について確認及び評価を行うとともに、採血事業者による献血の受入れの実績についての情報を把握し、必要に応じ、献血推進のための施策の見直しを行うことが必要である。
- ・ 国は、献血推進運動中央連絡協議会等を活用し、献血の推進及び受入れに関し関係者の協力を求める必要性について都道府県、市町村及び民間の献血推進組織等と認識を共有するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 災害時等における献血の確保等

- ・ 国、都道府県及び市町村は、災害時等における献血が確保されるよう、採血事業者と連携して必要とされる献血量を把握した上で、様々な媒体を活用し、需要に見合った広域的な献血の確保を行うことが必要である。
- ・ 国、都道府県及び市町村は、災害時において、製造業者等関係者と連携し、献血により得られた血液が円滑に現場に供給されるよう措置を講ずることが必要である。
- ・ 採血事業者は、災害時における献血受入体制を構築し、広域的な需給調整等の手順を定め、国、都道府県及び市町村と連携して対応できるよう備えることにより、災害時における献血の受入れに協力する必要がある。



薬食血発第1021001号
平成15年10月21日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

献血推進計画の策定に係る血液量の調査について

血液事業の推進につきましては、日頃より格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年7月30日に安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号。以下「法」という。）が施行され、法第10条第1項に基づき厚生労働大臣は、毎年度、次年度の献血推進計画を策定することとなりました。本計画を策定する上で参考とするため、別紙のとおり「血液量の調査について」を定め、これに基づく調査を本年度より毎年度実施いたしますので、よろしく申し上げます。

なお、本件に関し日本赤十字社事業局血液事業部長あて別添のとおり通知いたしましたので、念のため申し添えます。



薬食血発第1021002号
平成15年10月21日

日本赤十字社事業局血液事業部長 殿

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

献血推進計画の策定に係る血液量の調査について

血液事業の推進につきましては、日頃より格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）長あて通知いたしましたので、この趣旨を十分ご理解の上、ご協力方よろしくお願いいたします。

別表

平成 年度 血液量調査表

表1 平成 年度輸血用血液製剤の供給実績報告

区分	全血製剤			赤血球製剤			血漿製剤				血小板製剤							
	1単位	2単位	計	1単位	2単位	計	1単位	2単位	5単位	計	1単位	2単位	5単位	10単位	15単位	20単位	計	
本数																		
単位数																		

※①前年度の供給実績を記入する(都道府県外を含む)。②供給実績は返品数を差し引いた数とする。

表2 平成 年度輸血用血液製剤の需要見込報告

区分	全血製剤			赤血球製剤			血漿製剤				血小板製剤							
	1単位	2単位	計	1単位	2単位	計	1単位	2単位	5単位	計	1単位	2単位	5単位	10単位	15単位	20単位	計	
本数																		
単位数																		

※①過去3年間と本年度の供給状況、返品等を勘案し算出する。なお、新鮮凍結血漿の貯留保管分を含むものとする(表5-2へ再掲)。

②医療機関の増床、移転等大きく需要見込みに影響する動向を加味する。

表3 平成 年度輸血用血液製剤の製造見込報告

区分	全血製剤			赤血球製剤			血漿製剤				血小板製剤							
	1単位	2単位	計	1単位	2単位	計	1単位	2単位	5単位	計	1単位	2単位	5単位	10単位	15単位	20単位	計	
本数																		
単位数																		

※表2に基づき期限切れ及び破損の製品減損数を考慮して算出する。

表4 平成 年度 必要献血者数報告

区分	全血献血			血漿成分献血		血小板成分献血					
	200mL	400mL	計	5単位	計	5単位	10単位	15単位	20単位	計	
献血者数											
血液量(L)											

①表4は表3に基づき、検査不合格等を考慮し、必要献血者数を計上する。

②表4における血液量への換算方法

- ・全血献血由来: 200mL=0. 2L、400mL=0. 4Lとする。
- ・血小板成分献血由来: 全て0. 4Lとする。
- ・血漿成分献血由来: 5単位=0. 45Lとする。

表5 平成 年度 必要血液量報告

区分	全血献血	成分献血			合計
		血小板成分献血	血漿成分献血	小計	
血液量(L)					

①表4に基づき各献血種別を記入する。②血漿成分献血には、表4-2の確保量を加算する。

表2-2

原料血漿 確保目標量(L)

表3-2

原料血漿確保量 (L)

※ 確保量は、全血献血、血小板献血及び輸血用血液製剤からの転用により確保される血漿量とする。

表4-2

血漿成分献血による原料血漿	
確保量(L)	献血者数

① 表4-2、確保量は、表2-2から表3-2を差し引き、検査不合格等を考慮した量とする。 表2-2 < 表3-2 + 表4-2

② 表4-2、献血者数への換算は都道府県の一人当りの血漿成分献血量を基に算出する。 1人当たりの血漿成分献血量 約 mL/人

